

軽太子の物語

— 記紀のあいだ —

辻 憲 男

軽太子は允恭天皇の皇太子であった。『古事記』によれば、天皇崩御の後、同母妹軽大郎女に姪けて、弟の穴穗御子と対立し、ついに敗れ捕えられて伊予に流されたという。大方は相聞の歌謡を主として連ねた悲恋の物語であるが、允恭記の記事の大半を占め、殊に抒情的に事件を語ろうとしている点、『日本書紀』における扱いとは大いに異なる。『紀』では次の三箇条に載せ、その五首の歌謡は『記』と共通するが、いずれも『記』ほどに重要な扱いを受けていない。

(1) (允恭天皇紀) 二十三年の春三月の甲午の朔庚子に、木梨軽皇子を立てて太子とす。容姿佳麗し。見る者、自づからに感でぬ。同母妹軽大娘皇女、亦艶妙し。太子、恆に大娘皇女と合せむと念す。罪有らむことを畏りて黙あり。然るに感でたまふ情、既に盛にして、殆に死するに至りまさむとす。爰に以為さく、徒に空しく死なむよりは、刑有りとも雖も、何ぞ忍ぶること得むとおもはず。遂に竊に通けぬ。乃ち悒懐少しく息みぬ。仍りて歌して曰はく、

あしひきの山田を作り山高み下樋を走せ下泣きに我が泣く妻片泣きに我が泣く妻今夜こそ安く膚触れ (六九)

(2) (同) 二十四年の夏六月に、御膳の羹汁、凝以作氷れり。天皇、異びたまひて、其の所由をトはしむ。トへる者の曰さく、「内の乱有り。蓋し親親相姪けたるか」とまうす。時に人有りて曰さく、「木梨軽太子、同母妹軽大娘皇女を姪けたまへり」とまうす

す。因りて、推へ問ふ。辞既に実なり。太子は、是儲君たり、加刑すること得ず。則ち大娘皇女を伊予に移す。時に太子、歌して曰はく、

大君を嶋に放り船余りい還り来むぞ我が豊齋め言をこそ豊と言はめ我が妻を齋め

(七〇)

又歌して曰はく、

天飛む輕嬢子甚泣かば人知りぬべみ幡舎の山の鳩の下泣きに泣く

(七一)

(3) (安康天皇即位前紀、允恭天皇四十二年) 冬十月に、葬礼畢りぬ。是の時に、太子、暴虐行て、婦女に淫けたまふ。国人謗りまつる。群臣従へまつらず。悉に穴穗皇子に隸きぬ。爰に太子、穴穗皇子を襲はむとして、密に兵を設けたまふ。穴穗皇子、復兵を興して戦はむとす。故、穴穗括箭・輕括箭、始めて此の時に起れり。時に太子、群臣従へまつらず、百姓乖き違へることを知りて、乃ち出でて、物部大前宿祢の家に匿れたまふ。穴穗皇子、聞しめして則ち困む。大前宿祢、門に出でて迎へたてまつる。

穴穗皇子、歌して曰はく、

大前小前宿祢が金門蔭かく立ち寄らね雨立ち止めむ

(七二)

大前宿祢、答歌して曰はく、

官人の足結の小鈴落ちにきと官人動む里人もゆめ

(七三)

乃ち皇子に啓して曰はく、「願はくは、太子をな害したまひそ。臣、議らむ」とまうす。是に由りて、太子、自ら大前宿祢の家に死せましめ。(1) 一に云はく、伊予國に流しまつるといふ。

(1)と(2)は連続して載り、密通事件は早く(2)で完結している。(3)は(2)から十八年の後、允恭天皇崩御直後の事件として語られ、この間には崩御に関する記事が載る。即ち(1)(2)と(3)は別個に扱われ、『記』のような密通―反逆―悲恋の一本のストーリーにはまとめられていない。これをもう少し具体的に見ると、(1)(2)は確かに『記』の、

①天皇崩りましし後に、木梨之輕太子、日繼知らしめすに定まれるを、いまだ位に即きたまはざりし間に、その同母妹輕大郎女に奸けて、歌ひたまひて曰ひしく、

記	① 允恭天皇崩後、輕太子 密通事件 七八 七九		② 輕太子孤立し、大前小 前宿祢に捕えられる 八一	③ 輕太子伊予に流され、 輕大郎女あとを追う 八二 八九
紀	(1) 允恭天皇二十三年、輕 太子立太子、密通事件 六九	(2) 同二十四年、密通露見、 輕大娘皇女を伊予に移 す 七〇 七一	(3) 同四十二年、允恭天皇 崩後、輕太子孤立し、 物部大前宿祢の家に死 ぬ（二云、伊予配流） 七二 七三	歌謡 七八〇六九 八〇〇七二 八一〇七三 八二〇七一 八五〇七〇

あしひきの山田を作り山高み下樋を走せ下問ひ
に我が問ふ妹を下泣きに我が泣く妻を今夜こそ
は安く膚触れ
(七八)

此は志良宜歌なり。又歌ひたまひて曰ひしく、
笹葉に打つや霰のたしだしに率寝てむ後は人は
離ゆとも愛しとさ寝しとさ寝てば刈薦の乱れば乱
れさ寝しと寝てば
(七九)

此は夷振の上歌なり。

という部分に相当する。『記』ではこのあと、大前小前宿祢の登場する『紀』(3)相当部分を挟み、引き続き二人の悲恋を追う展開となる(後掲)。
『紀』(2)の歌謡(七〇)(七一)はその箇所に出ている。右の『記』歌謡(七九)は『紀』には載せない。

『記』①との比較において注目されるのは、第一にこの密通事件の起こった時期の違いである。年月を明記する『紀』に対して、『記』の書き方はかなり曖昧になっている。『記』①の初めの部分は原文に、

^A天皇崩之後、^B定_二木梨之輕太子所_一知_二日繼_一、^C未_レ即位之間、^D奸_二其伊呂妹輕大郎女_一而、……

とあるが、時の順はB↓A↓C↓Dであろう。AがC・Dに係る句であることは動かせない。しかし、この事件の発端がいつだったのか、またすぐに露見したのかどうかについてははっきりしない。①のあとの、

②是を以ちて、百の官また天の下の人等、輕太子に背きて、穴穗御子に歸りぬ。……

の接続部分も、密通が世に知られた事情について語っていない。『紀』の編者は、密通の初め(1)から事件の露見(2)までを一年余とした。けだし二人の間の愛情の発生は、それよりなお遡ることと思われる。とすれば、『記』①のD「^二奸_二其伊呂妹輕大郎女_一」の萌芽は、むしろ崩御以前と考えるのが自然ではなからうか。崩御直後のにわか恋ではあり得ないだろう。また『記』の文脈においては、歌謡(七九)は事件の発覚を予想した歌として置かれている。「人は離ゆとも」の句が②の「百の官また天の下の人等、輕太子に背きて」を呼び、「乱れば乱れ」が政治的対立や天下の乱れを暗示する。時を置かず事は明るみに出たのに違いない。これを『紀』の編年に照合するならば、

四十二年正月十四日 天皇崩御

同 十月 十日 葬礼

同 十月 輕太子、穴穗御子と対立し捕えられる—前掲(3)

同 十二月十四日 穴穗御子即位

であるから、右の推測に矛盾はしないだろう。

ただしここで問題なのは、『紀』(3)の一文「是の時に、太子、暴虐行て、婦女に淫けたまふ」が直接に輕大郎女との事件を指すのではないということである。十八年前の罪が改めて蒸し返された、という書き方でもない。少なくとも「暴虐」の語は、新しく輕太子自身の非行について用いられた非難の語であろう。古典大系『日本書紀』(上)の頭注(四五〇頁)には「允恭紀の同母妹に奸したことを改めて言い換えたものであろう」とし、『記』の伝えが「真相を

得ているのであろう」と言う。ともあれ『紀』が軽太子の反逆を、密通の物語とは別個の政治的事件として語ろうとする姿勢がここに現れているのである。

『紀』の(2)に戻ろう。この時伊予に移されたのは軽大娘皇女であったが、これに関わって(3)の終りに掲げる「一云」、軽太子を「伊予国に流しまつるといふ」の一文は重要な意味を持つ。『紀』の(3)がこれを本文にしなかったのは、どういう理由であろうか。軽大娘皇女の配流は相姦の罪による。軽太子の罪は、孤立を恐れ、第二の皇嗣候補である穴穂皇子を襲うために兵を用意したことである。ところで伊予国は、後の神龜元年三月の式(『続日本紀』)では「中流」の国とされた。この規定は『紀』の完成より四年後のものではあるが、以前からの慣行に基くとされる⁽³⁾から、ここに参照することも許されるであろう。即ち『紀』の編者は、軽太子の刑を相姦罪と同等の伊予配流程度とは考えなかったのではあるまいか。太子の罪はむしろ「自死」にも相当するという判断なのだろう。しかもかつての軽大娘皇女の配流地と同地というのは、いかにも都合が悪い。『記』では、伊余の湯に太子が流され、あとを軽大郎女が追って行ったと語る(後述)。悲恋物語の結末としては、同地で「共に自死」したとするのが最もふさわしかったのである。『紀』はそのような物語化の道を辿らなかったのだと言えよう。

『紀』の(2)と(3)「一云」の伊予という共通項が、『記』のような兄妹心中の物語を生み出したのではあるまいか。歌謡(七〇)は、「大君を嶋に放り……」の句を有する。すでに諸注が指摘するように、「大君」は軽大娘皇女をさす語ではあり得ない。古典大系『紀』(上)の補注(六三二頁)に、『記』の物語ならば軽太子をさしていて矛盾がないから、「記の方が本来の形で、書紀は話の筋を書きかえながら歌の方は改めなかったであろう」と記す。『紀』(2)の「太子は、是儲君たり、加刑^{つみ}すること得ず」の一文など、確かにそのような作爲を感じさせる箇所ではある。

しかし、(2)の前半、天皇の御膳の羹汁が凍り、卜によって相姦が露見したという条りはどうだろうか。卜者と密告者があって、「囚りて、推へ問ふ。辞既に実なり」と審判の経緯が記されている。作為でないとすれば、この時の処断については対立する議論があったのであろう。「内乱」は唐名例律に言う「十惡」の一であるから、太子を弁護するのはむずかしい。他の何らかの威力によって、その決定が下されたのだろうか。

後年、太子は窮地に立ち、兵を準備して物部大前宿祢の家に立てこもることになる。この部分は『記』では、

②是を以ちて、百の官また天の下の人等、輕太子に背きて、穴穗御子に帰りぬ。しかして、輕太子畏みて、大前小前宿祢大臣が家に逃げ入りて、兵器を備へ作りたまひき。その時に作れる矢は、その箭の内を銅にせり。故その矢を号けて輕箭といふ。穴穗王子も兵器を作りたまひき。此の王子の作れる矢は、今時の矢ぞ。これを穴穗箭といふ。是に、穴穗御子、軍を興して大前小前宿祢が家を囲みたまひき。しかして、その門に到りましし時に、大氷雨零りき。故、歌ひたまひて曰ひしく、

大前小前宿祢が金門蔭かく寄り来ね雨立ち止めむ

(八〇)

しかして、その大前小前宿祢、手を挙げ膝を打ち、儼ひかなで歌ひ参来ぬ。その歌に曰ひしく、

宮人の足結の小鈴落ちにきと宮人動む里人もゆめ

(八一)

此の歌は、宮人振なり。かく歌ひ参帰て白ししく、「我が天皇の御子、同母兄の王に、兵をな及りたまひそ。もし兵を及りたまはば、必ず人咲はむ。僕捕へて貢進らむ」。しかして、兵を解きて退き坐しき。故、大前小前宿祢、その輕太子を捕へて、率て参出でて貢進りき。その太子捕へらえて、歌ひたまひて曰ひしく、……

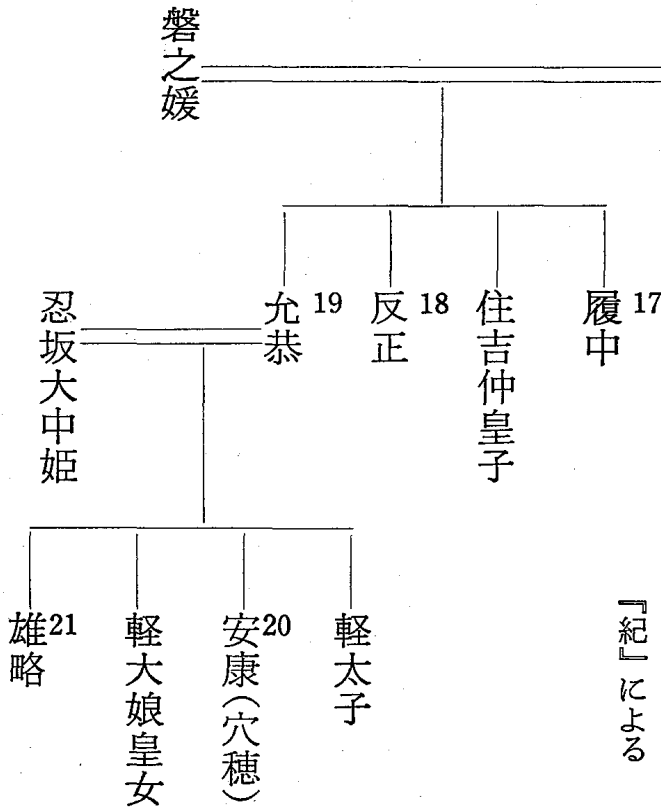
とあり、やはり大前小前宿祢の仲裁によって落着を見ている。大前小前宿祢は兄弟の並称で、ともに石上神宮を奉斎したという(『旧事本紀』)。物部氏が神宮の神宝(武器)を管理する氏族であったことは、垂仁紀に見える。この後穴穗御子が石上に宮を置いたことから考えても、太子がまず頼ったのはその物部氏の武力であったろう。ところが、大前(小前)宿祢は太子に味方しなかった。おそろく、「初は太子の御方なりしかども、穴穗御子の御軍の勢を見てかな

ふまじきことを悟りて俄かに⁽⁵⁾太子を差し出す側に回ったのだろう。

この大前宿祢は『紀』ではすでに履中天皇即位前紀に登場している。即ち仁徳天皇崩後、住吉仲皇子が同母兄の皇太子（履中）を殺そうとして宮を包囲した時に、

平群木菟宿祢・物部大前宿祢・漢直の祖阿知使主、三人、太子に啓す。太子、信じたまはず。a一に云はく、太子酔ひて起きたまはずといふ。故、三人、太子を扶けまつりて、馬に乗せまつりて逃げぬ。b一に云はく、大前宿祢、太子を抱きまつりて馬に乗せまつれりといふ。仲皇子、太子の在す所を知らずして、太子の宮を焚く。

仁徳 16



『紀』による

云々という条である。これは仲皇子が皇太子を偽り、反逆してついに誅殺されるという話である。この時も大前宿祢は皇太子に仕え、また皇太子も石上神宮を居所としている。右の「一云」bは、その大前宿祢の救出の功を特記する伝承であろう。ただし、同じ説話は『記』にも載せるが、そこには大前宿祢の名は見えない。酔って眠っていた天皇（履中）を連れ出し、馬に乗せたのは、ひとり倭漢直の祖阿知直であったとするのである。

皇位継承をめぐる争いに、大前宿祢は二度とも関係したことになる。それは『記』の干支注によれば軽太子事件より二十数年前、軽太子の伯父どうしの争いであった。『紀』の「一云」aは『記』の記述と一致す

るから、これが本文よりむしろ真実を伝えている可能性があるろう。お人好しで呑気な皇太子(履中)を、大前宿祢が守護し支援したのである。しかしこの度は軽太子を支持しても得にはならない、大前宿祢はその状況をよく知っていたのだろう。もはや若くもなく、ここでは穴穂御子に恭順の意を表わすのが賢策と考えたというわけである。

さて前述のように、『紀』(3)の「一云」、伊予配流の一条は、『記』の記述と一致していた。これは右の履中紀の「一云」の例とともに物部氏系の独自の伝承だったとは考えられないだろうか。阿知直だけを顕彰する履中記にも、天皇が難を避けていたのは他ならぬ石上神宮であったことを記す。古典大系『紀』(上)の補注(五七九頁)は、物部氏が伴氏とならぶ軍事的指導官であり、履中朝から朝廷に進出を始めたらしいことを指摘し、さらに、

モノへのモノは、精霊とか靈魂を意味する魂(こゝろ)であって、神事にかかわる語にとった方がよい。(中略)古代では、裁判はすべて神判であって、神事に関係していた物部氏が神意の発現として行なわれた刑罰にも関係してくるのは当然であり、雄略十二年十月条・同十三年三月条・同年九月条に見えるごとく物部氏や物部は刑罰の事にも当たっている。本来、刑罰と軍事とは一つなのであり、

云々と述べている。右の雄略十三年三月条とは、やはり密通事件の裁判・処理に物部目大連という人物があたったという記事である。雄略天皇は軽太子の同母弟である。軽太子の事件の場合も同様に、その処断については物部氏の影響力が強かったと考えられよう。『記』②や『紀』(3)の文脈においては勿論のこと、『紀』(2)の皇女配流の決定にもおそらく物部氏が与ったはずである。それゆえ、(2)の伝承を全くの虚構として扱うのは正しくないと思う。

大前宿祢という人物については、『紀』(3)と『記』②とではその印象がやや異なっている。『紀』では穴穂皇子に「願はくは、太子をな害こゝろしたまひそ。臣、議らむ」と言ったあと、太子がすぐに死を選んだとする。「議らむ」の内容は何だったのか。太子に自決を勧めたものか、それも穴穂皇子を手を汚さずに即位させるための策であったか。密

通事件と関わらない『紀』では、太子だけが自身の罪によって死ぬことになっている。ところが『記』の物語の語り手は、この場面の太子を悲劇の主人公に仕立てていかねばならない。大前小前宿祢は「我が天皇の御子、同母兄の王に、兵をな及りたまひそ。もし兵を及りたまはば、必ず人咲はむ。僕捕へて貢進らむ」と言う。この長幼の倫理に則った和平策は、軽太子に対しても極めて有効に働いたことだろう。今は無力の太子は、戦わずして皇位を捨て、恋を貫いていく。

③……その太子捕へらえて、歌ひたまひて曰ひしく、

天飛む軽の嬢子甚泣かば人知りぬべし波佐の山の鳩の下泣きに泣く

(八二)

又、歌ひたまひて曰ひしく、

天飛む軽嬢子したたにも寄り寝て通れ軽嬢子ども

(八三)

故、その軽太子は、伊余の湯に流しまつりき。亦、流さえたまはむとせし時に、歌ひたまひて曰ひしく、

天飛ぶ鳥も使そ鶴が音の聞こえむ時は我が名問はさね

(八四)

此の三つの歌は、天田振なり。又歌ひたまひて曰ひしく、

大君を嶋に放らば船余りい帰り来むぞ我が畳ゆめ言をこそ畳と言はめ我が妻はゆめ

(八五)

此の歌は、夷振の片下しなり。その衣通王、歌を献りき。その歌に曰ひしく、

夏草のあひねの浜の蠣貝に足踏ますな明かして通れ

(八六)

故、後に亦恋ひ慕ひあへずて、追ひ往きましし時に、歌ひたまひて曰ひしく、

君が往き日長くなりぬ山たづの迎へを行かむ待つには待たじ此に山たづと云ふは、是今の造木ぞ。

(八七)

故、追ひ到りましし時に、待ち懐ひて、歌ひたまひて曰ひしく、

隠国の泊瀬の山の大丘には幡張り立てさ小丘には幡張り立て大小よし仲定める思ひ妻あはれ槻弓の臥やる

臥やりも梓弓起てり起てりも後も取り見る思ひ妻あはれ

(八八)

又歌ひたまひて曰ひしく、

隱国の泊瀬の河の上つ瀬に斎杖を打ち下つ瀬に真杖を打ち斎杖には鏡を懸け真杖には真玉を懸け真玉なす

我が思ふ妹鏡なす我が思ふ妻有りと言はばこそよ家にも行かめ国をも偲はめ

(八九)

かく歌ひて、即ち共に自ら死にたまひき。故、此の二つの歌は、読歌なり。

『記』独自の、別れ難く結びついた兄妹がついに心中するに至る歌謡物語である。歌謡は八首、うち(八二) (八五)だけが『紀』の(2)の二首と共通する。

伝承の中核的な部分は、言うまでもなくすでに『記』『紀』成立以前に存在していたのであろう。ただ両書の性格や関心の在り所が根本的に違うために、特に右のような部分において、その相違が際だつのである。たとえば軽太郎女は『紀』では歌わなかったが、『記』では(八六)(八七)の女歌を割り当てられている。太子一人が身を誤ったのではない、皇女もまた不倫の恋に身を焦がした女なのだ。『記』の作者はそれを強く語ろうとしているようである。

ここで軽太郎女が衣通王と呼ばれるのは、系譜記事に、

次に軽太郎女、亦の名は衣通郎女。御名を衣通王と負ほせる所以は、その身の光、衣より通り出づればなり。

とある、その美しさを印象づけるためであろうか。『紀』(1)にも、太子と並んで「艶妙」とあった。ところが允恭紀において「衣通郎姫」と呼ばれるのは、皇后忍坂大中姫の妹、名は弟姫であった。七年十二月朔条に、

弟姫、容姿絶妙れて比無し。其の艶しき色、衣より徹りて見れり。是を以て、時の人、号けて衣通郎姫と曰す。

云々と紹介され、以後天皇の愛姫として姉皇后の嫉みを受ける、その人である。軽太郎女の叔母にあたるから、別人と考えざるを得ないが、允恭紀ではこの弟姫の記事は軽太郎女の記事(1)(2)に比べて遙かに詳細に記されている。自滅した太子の物語よりも、この方を重要と考えたためであろう。

『記』が弟姫のことを全く語らないのはなぜだろうか。弟姫は応神記の「藤原之琴節郎女」と同一人物だとも言う（記伝、古典大系）。しかし「衣通」は元来そのような固有名ではなく、文字通り時人の称え名であったはずである。天皇と弟姫の交情を語るために、『紀』はこの名を必要とした。と言うよりは、この称ある美姫ゆえに天皇の執心も皇后の嫉妬も生じたという話である。確かにこの方が『記』の「衣通王」の伝承よりも必然性がある。反対に『記』はこの弟姫の伝承を切り捨て（あるいは知らずに）、兄妹が相姦に至った因を「衣通」の美しさに関係づけたのではなからうか。

軽太郎女はおそらく本来の「衣通王（郎女）」ではなかったであろう。その名は『記』に（八六）（八七）の歌い手として出るのみで、いかにも実在感に乏しい。この二首に歌曲名がないことや、（八七）が磐姫の作とも伝えられること（少異がある。万葉集卷二・八五、類聚歌林）なども、この伝えの新鮮さを物語っている。『紀』の弟姫＝衣通郎姫が皇后を憚りながら天皇を恋慕する、主体的な人物として描かれたのとは対照的ですからある。史実か否かは措いて、本来の「衣通王（郎女）」とは『紀』の歌謡（六五、六八）の歌い手として物語られた美女の称であった、と考えたい。

さて、『記』③の物語の中核をなすのは、『紀』と共通する二首、（八二）と（八五）の歌謡であった。（八五）
Ⅱ（七〇）は、前述したようにその歌詞が太子の流刑と矛盾しない。（八二）Ⅱ（七一）の方は、（八三）とともに軽の里の歌垣の歌だったと考えられている。軽太郎女の名ゆえにこれを利用したわけだが、そのために「人知りぬべし」や「軽嬢子ども」の表現は物語の文脈とは齟齬することになった。

（八五）を物語に沿った「物語歌」と認めれば、この軽太子配流のことは③の伝承の原核にあたるものと言うことができよう。（八六）（八七）の歌謡はそれへの付加であり、また（八九）も少異歌が万葉集卷十三・三二六三に載るから、もとは独立の相聞歌であったと思われる。

軽太郎女の伊予行き以下の部分は、歌謡物語の膨脹に伴うものだろう。それは『紀』(2)にもあったように無稽な付加というものではないが、皇女の身で「恋ひ慕ひあへずて」伊予までも行ったとはやはり物語的に過ぎる。土橋寛氏は(八九)を「物語歌としての挽歌」と捉え、「物語本来のあり方」は「軽太子が伊予に流された後、衣通郎女は悲しみに堪えかねて死ぬ。それを伝え聞いて」「その後を追って太子も自殺した、という形になっていたのではないか」と考えられた。(八九)についてはなお問題が残るが、大方は妥当な説明と認められよう。この軽太子一人の「自死」というのは、すでに『紀』(3)の本文の結末でもあった。ただ所は伊予ではなく、『紀』には「大前宿祢之家」と明記している。それが石上にあったとは確言し難いが、しかしいずれにしても、太子の葬地は物語としては(八八)(八九)に言う「隱国の泊瀬」あたりが最も適當ではあつたらう。『記』のように伊予で没したとする伝えでも、魂の帰り着くところはやはり大和だったというのだろうか。心中という結末は、あるいはその二人の魂の世界での出来事であつたかと思われる。

〔註〕

- (1) 『紀』の引用は日本古典文学大系本による。表記を一部改めた。
- (2) 『記』の引用は西宮一民氏編『古事記』および日本古典集成本による。歌謡番号もこれに従う。
- (3) 日本思想大系『律令』、「流罪」の項の補注(四八六頁)。
- (4) 古典大系『日本書紀』(上)、頭注(四四八頁)。
- (5) 本居宣長『古事記伝』三九卷。筑摩書房版全集による。
- (6) 中西進氏「古事記抄―九卷記―」(関西大学『国文学』五二号、昭和五〇年九月)に指摘がある。
- (7) 土橋寛氏『古代歌謡全注釈(古事記編)』(昭和四七年)。
- (8) 右に同じ。同書の歌謡番号では九〇番。
- (9) 日本古典集成『古事記』の頭注(二二三頁)に、「今の歌は、すでに故郷で死んでいた衣通王に太子が挽歌を捧げたというでもない。今現に会っている。それなのに、妻がいないと表現したのは、軽太子の、所詮、二人の生きる望

みなし、という判断が、歌の上で、すでに妻がこの世に亡きものとする発想になったとみる。心中への伏線でもある。」とある。

〔付記〕

本稿は、右に注記したほかに、左の先行研究にも多くを負っている。

山路平四郎氏「木梨之輕太子物語について——古代物語の形成と展開——」（『早大大学院文学研究科紀要』十二号、昭和四一年十二月。日本文学研究資料叢書『古事記・日本書紀Ⅱ』所収）

守屋俊彦氏「輕太子と輕大郎女」（『日本書紀研究第九冊』昭和五一年。『古事記研究——古代伝承と歌謡——』所収）

なお最近、

神野志隆光氏「輕太子と輕大郎女の歌謡物語について」（『論集上代文学第十四冊』昭和六〇年）

は、従来の「兄妹相姦ゆえに太子が追放されたというよみ方」に対する疑問を提出している。即ち、『記』の物語は密通のことが露見しないままに展開するという新解釈であるが、しかしそれでは右に言う『紀』(2)や(3)の記述と大きく相違することになる。『記』(2)の「是を以ちて……」は、やはり『紀』(3)の「暴虐行て、婦女に淫けたまふ。国人誇りまつる。群臣従へまつらず。悉に穴穗皇子に隸きぬ」と同じ文脈に読まれるべきものと思う。

（昭和六〇年九月三〇日稿）